

粕屋警察署少年非行等情勢について ～令和5年中～

令和6年4月
粕屋警察署生活安全課
資料

1 刑法犯少年の検挙補導状況

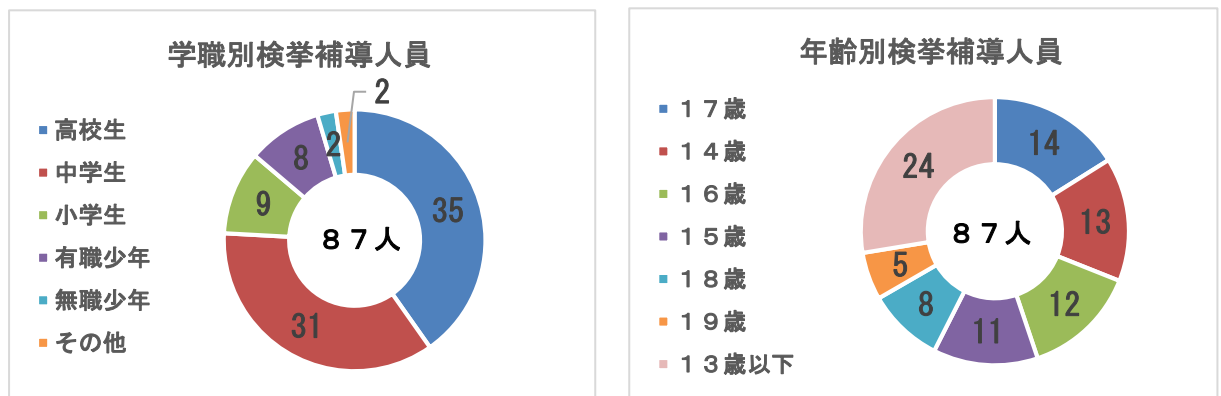
■ 刑法犯少年の検挙補導人員

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯 (詐欺等)	わいせつ犯	その他 (占離等)	合計
令和3年	0	10	22	1	3	16	52
令和4年	0	12	44	1	3	13	73
令和5年	1	13	41	0	1	31	87
前年比	+1	+1	-3	-1	-2	+18	+14

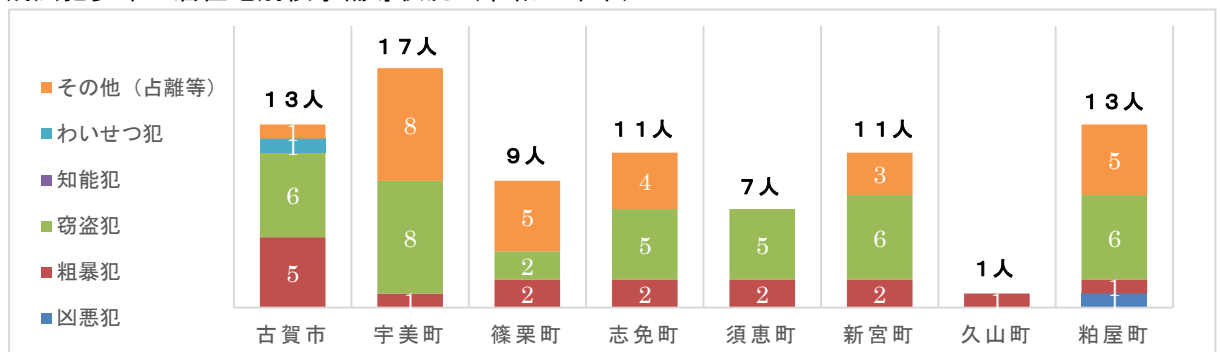
単位/人

■ 学職別・年齢別（令和5年中）

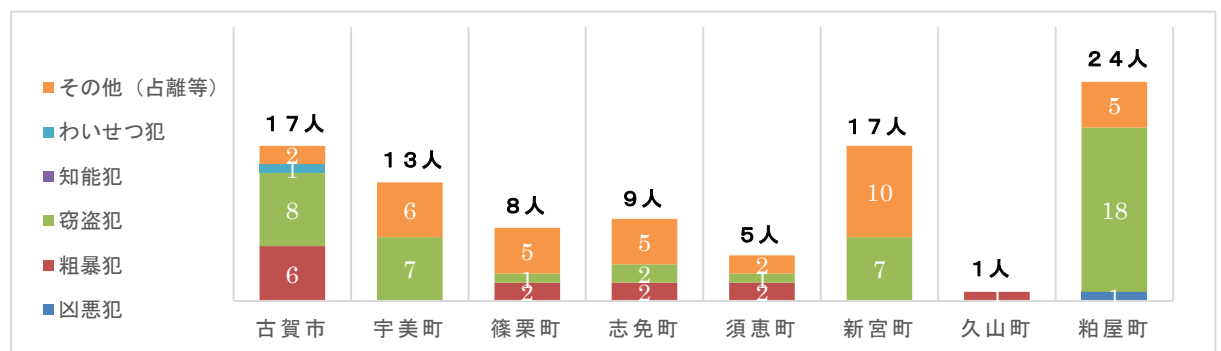
中学生・高校生が全体の約76%、13歳以下の触法少年が約28%を占める。



■ 刑法犯少年の居住地別検挙補導状況（令和5年中）



■ 刑法犯少年の非行地別検挙補導状況（令和5年中）



■ 主な特徴

- 初発型非行の割合が高い！！
少年非行の入り口といわれる初発型非行（万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領の総称）で検挙補導された少年は42人で、刑法犯少年の約48%を占めている
- 自転車盗が多発！！
窃盗犯の手口別では、自転車盗が18人で窃盗犯少年の約44%を占めている

 **ポイント**

自転車盗や万引きなどの犯罪は手段も容易で、仲間と犯行を繰り返すうちに常習化して盗む回数が増えるなど、犯行がエスカレートしますので、早期に規範意識の構築を図ることが重要です。

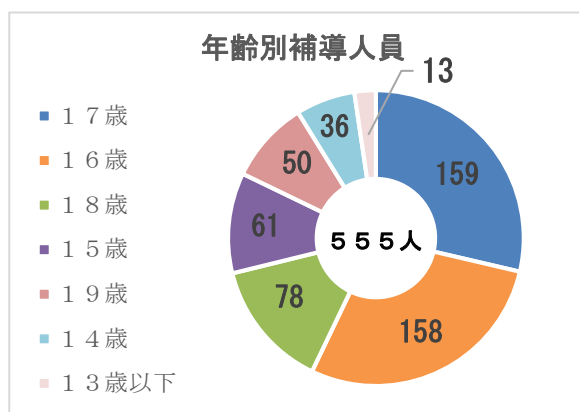
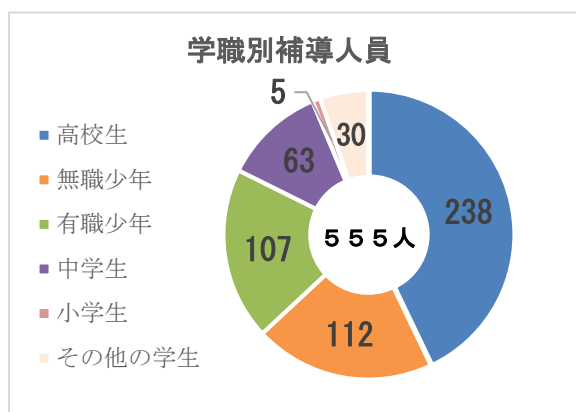
2 不良行為少年の街頭補導状況

■ 不良行為少年の行為別補導状況

	深夜徘徊	喫煙	飲酒	暴走行為	怠学	その他	合計
令和3年	506	352	39	10	17	2	926
令和4年	601	312	31	0	2	5	951
令和5年	310	221	15	0	1	8	555
前年比	-291	-91	-16	0	-1	+3	-396

単位／人

■ 学職別・行為別（令和5年中）



■ 主な特徴

- 高校生が全体の約43%を占めており、学生が全体の約61%を占めている
- 深夜徘徊と喫煙が全体の約96%を占めている

3 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の検挙状況等

■ 粕屋警察署管内の福祉犯検挙状況

	青少年健全 育成条例	児童買春 児童ポルノ 禁止法	児童福祉法	20歳未満の者 の飲酒の禁止に 関する法律	20歳未満の者 の喫煙の禁止に 関する法律	合計
令和3年	8	6	0	0	1	15
令和4年	6	6	0	0	0	12
令和5年	5	7	0	2	1	15
前年比	-1	+1	0	+2	+1	+3

単位/件

■ 主な特徴

- 被害児童は13人で、特に中高生が高い割合を占めている
- 児童買春や淫行など性に関係した被害を受けている

■ 事例紹介

女子中学生が、SNSで知り合った者に対して、自身の裸体画像を送信した結果、その画像を利用したなりすましアカウントが作成され、画像が流出したもの。

インターネットに起因する福祉犯被害防止3か条

①撮影しない！

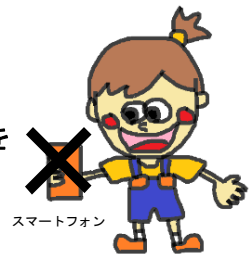
自分の下着姿や裸の写真スマートフォンで撮影しない

②写真を送らない！

交際相手、友達など信用している相手であっても、自分の裸などの写真を送らない

③安易に信用しない！

SNS等で知り合った相手を安易に信用しない、個人情報を送らない



スマートフォン

～ネット犯罪被害防止啓発動画～

スマートフォン等の普及に伴い、ネット利用による児童の犯罪被害は、年々増加傾向にあります。福岡県警では、児童の被害を防止するため、啓発動画を2本制作し、県警ホームページなどで配信しています。（※下記のQRコードからも視聴可能です）

児童のネット犯罪被害防止啓発動画①
「SNSの落とし穴」



児童のネット犯罪被害防止啓発動画②
「大切なあなたへ」



4 令和5年中の児童虐待認知状況

■ 通告児童数

		令和3年		令和4年		令和5年	
		福岡県	粕屋署	福岡県	粕屋署	福岡県	粕屋署
児童通告数(人)		6,451	360	6,940	429	7,336	511
内訳	身体的虐待	964	37	1,007	52	907	51
	性的虐待	17	0	8	0	19	0
	ネグレクト	440	24	436	35	475	41
	心理的虐待	5,030	299	5,489	342	5,935	419
	(うち面前DV)	4,459	269	4,987	313	5,309	391

単位/人

■ 主な特徴

- 令和5年中に粕屋警察署が児童相談所に通告した人員は、過去最多であり、県下2番目の多さである
- 通告した児童のうち82%が心理的虐待となっており、そのうち約9割が面前DVである

児童虐待とは・・・？

保護者が監護する児童（18歳未満）に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否（ネグレクト）、心理的虐待を加えることをいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外にしめだすなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィティの被写体にするなど

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）など



面前DVって何？



「**面前DV**」（児童に対する心理的虐待）とは

配偶者やその他家族などに対する暴力や暴言のことを言います。

子どもがDVを目撃しているか否かにかかわらず、DVのある家庭で育つことが、その心身に悪影響を及ぼします。

児童虐待かも・・・と思ったら、下記のダイヤルに通報してください

いちはやく
☎ 189

- 児童相談所全国共通3桁ダイヤル
- 24時間対応（匿名でもOK）
- お近くの児童相談所に電話が繋がります



かずや児童虐待防止ネットワークシンボルマーク

